

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【藤井敏子君登壇】

○藤井敏子君 皆さん、こんにちは。日本共産党の藤井敏子です。今日はお忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様には心よりお礼を申し上げます。それでは質問に入ります。

初めに、被爆80年における平和の取組について、3点質問します。

第1は、核兵器禁止条約についてお尋ねします。

広島、長崎の被爆者が、自ら被爆の体験を世界に訴え続けてきたことが大きな力となってきた核兵器禁止条約は、2021年に発効して5年目となります。署名は94の国と地域、批准は73の国と地域に広がっています。しかし、日本政府は米国の核の傘にしがみついた立場を変えず、条約参加を一貫して拒否し、今年3月に行われる第3回締約国会議へのオブザーバー参加をしないと表明しました。

ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の田中熙巳代表委員はこれまで、私たちは核兵器のない世界の実現に向け、日本政府に対し禁止条約の批准を求め、せめて締約国会議にオブザーバー参加すべきと求めてきた。参加しないのはとんでもないと批判されていただけに、このたびの政府の表明には落胆と怒りの声が被爆者だけではなく世界中に広がっています。

国内で、禁止条約への署名・批准を求める意見書を決議した地方議会の数は、原水協の調査によると、全体の約4割に当たる697自治体になり、県内では23市町のうち約8割に当たる19市町に及んでいます。また、第3回締約国会議へオブザーバー参加を求める意見書は16市町の議会が決議しています。しかし、当の広島県議会は禁止条約への署名・批准を求める意見書だけでなく、締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書においても議会運営委員会に出されているにもかかわらず、これまで決議に至っていないことは残念でなりません。

核兵器の使用が壊滅的な非人道的結末をもたらすことは、もはや誰も否定できません。被爆者の訴えなどによる人道的アプローチは核兵器に固執する勢力を追い詰めていく大きな力となっています。唯一の戦争被爆国である日本政府が率先して条約に署名・批准し、被爆者と共にそうした立場に立つべきです。広島県はその後押しをすべきです。

そこで、広島、長崎の被爆者が、核兵器禁止条約の発効に果たしてきた役割をどう認識されているのか。また、被爆80年となる今年、核兵器廃絶に向けて、日本政府と世界に対し、どういった働きかけをしていくのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、黒い雨問題についてお尋ねします。

被爆の実相を明らかにすることは、広島県と広島市の特別の責務でもあります。黒い雨には放射性微粒子が含まれており、黒い雨に遭った者は、それに直接打たれたかどうかにかかわらず、放射性微粒子を体内に取り込み、内部被曝により健康被害を受ける状況にあったと言える。これが広島高裁の判決です。この判決を踏まえて、現在では黒い雨に遭ったものを広く被爆者と認める新基準により、被爆者健康手帳の県への申請者数は2,490件、認定者数は2,272名を超えています。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

一方で、被爆者健康手帳の申請を却下されたケースが126件を超え、その半数以上が宇田、増田、大滝雨域の3雨域以外と推測されます。却下された理由は、雨に遭ったことを立証できなかったからとのこと。被爆から79年もたった今、証人がいない場合が多く、県の却下が本当に正しい判断であるのか疑問と言われるのは当然です。高裁判決は範囲外であるからといって、広島原爆の投下後に黒い雨が降らなかったとするのは相当ではないとして、3つの雨域外にも黒い雨が降った可能性を認めています。今もなお、降雨雨域が明らかになっていないのは、被爆者援護に責任のある国がしかるべき調査を怠ってきたからです。厚労省はやっと2020年11月に設置した検討会で10億円以上を投じ、気象シミュレーションや土壌調査を実施しましたが、目ぼしい結果は得られていません。

こうした状況を踏まえると、黒い雨の降雨雨域の全体像を明らかにするには、広島県と広島市が、黒い雨体験者から得た降雨体験に関する供述等を基にこれを地図に落とし込んで明らかにするしかないと言えます。被爆者に残された時間は限られています。一刻の猶予もありません。

そこでお尋ねします。被爆者健康手帳の申請を却下された件数の半数以上が、宇田、増田、大滝の3雨域外で黒い雨に遭ったことが確認できなかった人と推測されますが、却下の基準はどういったもので、どういった調査で確認が行われたのか、知事にお伺いいたします。

また、黒い雨の降雨域の全体像を明らかにするためにも、県と広島市の責任で、住民アンケート等の方法で黒い雨降雨域に関する調査を実施し、全体像の解明に努めることが必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、日鉄呉地区の跡地活用についてお尋ねします。

日本製鉄が2020年2月、瀬戸内製作所呉地区の操業停止を発表し、関連企業も含めて3,300名の雇用が問題になり、2024年に広島県と呉市は、跡地の利活用策をコンサルティング会社に2,000万円の委託料で依頼し、今後の対応を検討してきました。ところが、昨年3月、防衛省が跡地を一括購入して多機能な複合防衛拠点とする案を突然公表しました。

その内容は、跡地に輸送部隊を配置し、新たな弾薬庫と武器、弾薬の製造を担う軍事産業を誘致するというものです。呉基地の周辺には、米軍の広、秋月、川上弾薬庫があり、2025年度の政府予算案には全国で自衛隊の弾薬庫を新たに13施設も建設する予算と呉の調査費も含まれており、もし跡地に新たな弾薬庫が設置された場合、呉周辺地域は5つの弾薬庫が集中する最も危険な地域となります。現在、全国の基地を結んだ日米合同輸送訓練が頻繁に行われています。呉の防衛拠点化は、その兵たんの役割を担うことになり、もし戦争になれば、真っ先にこの広島県が攻撃対象になります。県民の命と財産を守るべき県知事として、旧軍港市転換法の精神を生かし、軍事拠点ではなく軍事以外の産業の誘致を最後まで主張すべきと考えます。

防衛省が進める防衛拠点化で呉市の活性化につながるか疑問です。全国では基地周辺の環境問題が後を絶たず、土地利用規制法の下では、基地の周囲1キロメートルは監視対象になるなど、土地の売買といった住民や事業者の経済活動、まちづくりへの影響も懸念されます。呉

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

からの転出者が増え、活性化どころか観光客も期待できなくなり、今よりさびれてしまうのではないのでしょうか。

2月7日に県と市が委託していた跡地利活用に係る検討結果が公表されました。この中では、エネルギー産業、デジタル産業、造船産業の3分野を選定し、そのうちエネルギー産業拠点の経済波及効果は約6.3兆円、想定雇用人数も約1,800人との評価が示されました。今後、この活用案を呉市や県民にしっかりと説明していく必要があると考えます。

そこで、日鉄跡地の利活用について広島県が果たしていく役割をどう認識し、今後、国や呉市へどう働きかけていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、新病院の建設計画の見直しについてお尋ねします。

新病院建設の費用が建設資材等の高騰により、当初より約360億円の増となる見込みが明らかになりました。こうした中、令和7年度予算案の編成過程において、駐車場に改修予定だったJR広島病院は建物を引き続き医療施設として活用し、購入予定の医療機器は減らすなどコストを削減し、基本計画を大幅に見直したいという話が持ち上がりました。

法人が、債務超過の場合、総務省による地方独立行政法人設立の認可は得られません。ところが、県立広島病院と県立安芸津病院は、外来患者やがん患者の減少や看護師不足による稼働病床数の低下などの原因により、2024年度の決算では実質的な資金残高がマイナス18億円となることを見込まれています。そのため、県は長期借入れ25億円と短期借入れ40億円の合わせて65億円を2025年度に病院を運営する独立行政法人へ貸し付ける議案を上程しています。

今後ますます、看護師や医師不足が予想される中で、新病院の経営が想定どおりいくとはとても思えません。独法化になればなおさらです。今以上に、現場への負担増と多大な借金を県民に負わせる計画は県民の理解が得られるのでしょうか。

収支計画の見通しも甘く、県民の願いからかけ離れた新病院建設については、一度立ち止まって抜本的に見直すべきです。その際、まだ十分使える現県立広島病院の施設を活用し、津波対策も考慮した現地建て替えも含め検討すべきです。知事の御所見をお伺いします。

次に、県立広島病院跡地の利活用についてお尋ねします。

新病院建設計画が出された当初から、県立広島病院の移転は困る、入院機能が本当に残るのかという声が聞かれたり、中区にある舟入市民病院の小児夜間救急がなくなることに對して、なくさないでという署名運動も広がっています。

そもそも新病院建設のために、島嶼部や県南部地域で長年頼りにされ、全県から患者を受け入れていた県立広島病院や小児夜間救急を担う舟入市民病院から地域医療を取り上げておきながら、新病院で地域医療を守ると言うこと自体が矛盾しています。県立広島病院を頼りにしてきた住民は、跡地がどうなるのか、どんな医療が残るのが示されないまま、2年以上ずっと不安な状態に置かれています。

そこで、新病院が建設された場合、県立広島病院の跡地には、どのような医療機能が必要だと県は考えているのか、また、民間が跡地を購入した場合でも、県が示す医療機能は確保さ

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

れると約束できるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、PFASによる環境汚染問題に関連し、米軍川上弾薬庫内の水質・土壌調査についてお尋ねします。

発がん性など健康への影響が指摘されているPFASの環境汚染が全国で問題になっています。汚染源は主に、泡消火薬剤を使用していた米軍や自衛隊の基地や空港、PFOAを製造または使用していた工場、産業廃棄物の最終処分場の3つが明らかになっています。県内では、東広島市の川上弾薬庫周辺の水路や井戸水から高濃度のPFASが検出されて以来、県は東広島市と一緒に上水道の敷設など対策を進めています。

米軍側は当初、泡消火薬剤の使用履歴がないと言っていたにもかかわらず、9月になって使用していたことを認めました。これを受け、知事は米国大使館まで行き、米軍による弾薬庫内の水質・土壌調査の実施と数値の公表を求められましたが、まだ実現していません。

住民の安心・安全な生活のためには、1日も早い原因究明と対策が必要であり、米軍川上弾薬庫への立入り調査も含め、米軍に対して弾薬庫内の水質・土壌調査の実施と数値の公表を粘り強く求めていく必要があると考えますが、今後、国や米軍に対してどのような要請や交渉をしていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、PFASの血中濃度検査の実施についてお尋ねします。

2024年に東広島市が行った水質調査では、日常的に飲んでいた井戸水から基準の300倍のPFOS及びPFOAが検知されましたが、直近のモニタリング調査でも、基準値を大きく上回る数値が検知されています。長年おいしいと飲み続けてきた、体は本当に大丈夫だろうかと当事者が健康への影響を心配するのは当然です。しかし、東広島市は知見がないことを理由に血中濃度検査をしていません。自治体として住民の不安を解消することが必要です。

浄水場がPFASに汚染された岡山県の吉備中央町では、水道を利用していた住民709人の血中濃度検査を初めて公費で行い、1月にその結果が公表されました。浄水場から検出された7種類のPFASを合計した血中濃度の数値は、1ミリリットル当たり平均で151.5ナノグラムと基準の7倍。最も高い人で743.1ナノグラムとなり、米国基準20ナノグラムの37倍に達していました。血中濃度が20ナノグラムを超えると、脂質異常や腎臓がん、乳児・胎児の発育の低下などのリスクがあるという指摘があります。吉備中央町の町長は、公費検査をやってよかった。5年後に再度検査を行い、今後も住民に寄り添った対応していくと言われています。現在の暴露状況を知ることによって、生活のどこを改善すべきか分かります。

そこで、東広島市の川上弾薬庫周辺で日常的に井戸水を飲用していた人で、希望する方には血中濃度検査を公費で実施すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、PFOS等に係る水質基準の見直しや環境調査についてお尋ねします。

昨年実施された全国の水道水におけるPFOS等に関する調査では、県内の6事業者からPFOS等が検出され、最も高い数値となったのは広島県水道広域連合企業団安芸高田市水道事業の37ナノグラムパーリットルでした。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

こうした中で、昨年12月、環境省は自治体や水道事業者に対し、定期的な水質検査の実施や濃度が基準を超えた場合の改善を義務づけるとともに、これまで暫定目標値としていたP F O SとP F O Aの合計で水道水1リットル当たり50ナノグラムを基準値とする方針を示しました。政府が水質検査を水道事業者に義務づける方向に踏み出したことは一歩前進と言えます。しかし、米国では、健康影響に関する最新の知見を反映させて、基準を4ナノグラムパーリットルに設定している中で、日本は、現行の暫定目標値である50ナノグラムパーリットルをそのまま基準値とするのではなく、水道水はもっと厳しい値にするべきです。

そこで、国に対してP F O S等に係る水道水の水質基準の見直しを求めるとともに、P F O S等が検出された地域については、県は各自治体と協力し、汚染の実態と発生源の調査に踏み出すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、安定型産業廃棄物最終処分場に係る環境汚染について伺います。

2022年4月の環境省の統計によると、広島県内の安定型最終処分場は全国で3番目に多く54か所あり、広島市上安と三原市本郷の最終処分場では、処分場から排出される汚染物質によって下流の川が汚染され続けています。

J A B協同組合が運営する三原市本郷の最終処分場は、昨年10月23日の行政検査で基準値の7.5倍のB O Dが浸透水から検出されたため、県は埋立て処分中止の4度目の行政指導を行いました。その後、三原市が行った日名内川の水質検査でもB O Dが高い値となっており、今もなお原因は明らかになっておらず事業は停止したままです。しかし、J A B協同組合は、竹原市側へ処分場の拡張工事を行っており、汚染がさらに広がるのではないかと地域住民の中で不安が広がっています。

そもそも、2023年7月の広島地裁の判決では、業者が行った生活や環境への影響調査は状況の正確な把握が欠けていて、この調査を基にした設置計画の知事の審査や判断過程には見過ごし難い誤りや欠落があるとして、県の処分場の許可取消しを下しました。県はこの判決を不服として控訴し、今、広島高裁で係争中ですが、住民への実害を鑑みれば一審の判決結果を真摯に受け止めるべきです。

日名内川近くでは、川の水が汚染されたために4軒の農家が稲作を断念しました。農業を我が子に継がせる夢も諦め、水路管の自己負担を負わされ、処分場を常時監視しなければならない事態に追い込まれています。

事業者を指導する、また許可した立場の県として、J A B協同組合がいまだに住民への謝罪や説明も行わず、実害を与え続けている実態をどのように認識しているのか、また、廃棄物の搬入を中止した後も日名内川のB O Dが高い値となっている現状をどのように受け止めているのか、知事にお伺いします。

加えて、安定型最終処分場を原因とする環境汚染問題が全国各地で広がる中、命の水を守れという県民の切実な声に応え、構造的に地下水汚染を防げない安定型産業廃棄物最終処分場という類型自体を廃止するよう国に要望する必要があると考えますが、併せて知事の御所見を

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

お伺いします。

次に、中小・小規模事業者の賃上げ支援について伺います。

アベノミクスから始まった異次元の金融緩和による異常円安は、輸出大企業に過去最高の利益を与え、大企業減税と優遇税制によって2023年度の大企業の内部留保は540兆円へと過去最高額となりました。その一方で、コロナ禍に続く物価高騰の影響で中小企業、小規模企業の倒産は急増し、国民の実質所得は低下し続けています。

東京商工リサーチの報道によると、2024年の全国企業倒産は、負債総額1,000万円以上は1万6件、前年比15.1%増であり、件数は3年連続で前年を上回り、11年ぶりに1万件を超えました。また、休廃業、解散企業は6万件をついに超え、過去最多を更新したとの動向調査を発表しています。また、2025年の企業倒産は、物価高と人手不足が大きな原因となり2024年を上回る可能性が高いことも指摘しています。

日本共産党は、資本金10億円以上の大企業の内部留保に毎年2%、5年間の課税で新たな財源10兆円を使い、中小企業への賃上げ支援を抜本的に強化することや、大企業や富裕層への不公正な減税を正していくことを求めています。

今、働く人の賃金の引上げは喫緊の課題ですが、中小業者、とりわけ小規模企業にとって賃上げは大きな負担です。広島県商工団体連合会が実施した営業動向調査2024によると、1,376人の回答者のうち、物価高騰分を販売価格に転嫁できているのは1割程度です。また、同調査では、この1年間で賃上げができた回答者は32.4%にとどまっています。

岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金は、時給50円以上の賃上げを1年間継続すること等を条件に支援金を支給し、約2万人の賃上げにつながったと聞いており、時給の引上げに直接つながるような支援も実施されているところです。徳島県でも賃上げ施策を実施しています。本県でも時給引上げの直接支援を行うべきです。

そこで、これまで実施してきた中小・小規模事業者への賃上げ支援策の成果と課題をどのように認識しているのか、また、広島県でも時給の引上げに直接つながるような支援を実施してはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

また、中小・小規模事業者は消費税増税やインボイス制度の導入以降、価格に転嫁できず、一層経営が厳しくなっています。社会保険料等の負担も重く、県と中小企業支援団体との個別会議では消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見が寄せられています。

そこで、中小・小規模事業者の声に応え、消費税5%への引下げやインボイス制度の中止を県として国に要望する必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

最後に、広島朝鮮学園に対する補助金の復活についてお尋ねします。

広島朝鮮学園は、日本の敗戦直後に植民地支配下で奪われた朝鮮の言語や歴史、文化を在日朝鮮人の子供たちに教えるために設立された学校です。母国の民族科目教育や、それとともに日本語や英語、先進科学、日本や世界各国の社会や自然に関する知識も教えられています。

広島県は県内にある私立学校に対し、1994年以降、経常補助金及び授業料等軽減補助金を

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

支給し、広島朝鮮学園も支給対象としてきましたが、県は、2012年度分については予算計上しながら支給を凍結し、2013年度分については予算計上も行わず、以来、広島朝鮮学園に対する補助金が支給されないまま今日に至っています。

県は、朝鮮学校へ高等学校就学支援金制度を政治的な理由で適用しないとした国の判断を踏まえて、国内外の情勢を総合的に検討した結果、県民の皆様の理解を得ることは極めて難しいと補助金を不支給にした理由を述べています。そもそも国際情勢や政治情勢は、子供たちに何の責任もないことです。広島朝鮮学園に何か問題があったと認識されてきたのでしょうかとの私の昨年の文教委員会での質問に対し、朝鮮学校に特段の問題があったということは確認しておりませんと課長は答弁されています。

国が高等学校等就学支援金制度の対象から外した後であっても、報道によると、朝鮮学校がある28都道府県のうち、京都府、兵庫県、福岡県をはじめ10道府県と83の市区町で、令和4年度において補助金支給を継続しています。県の判断で支給は可能です。

広島弁護士会は、2014年に会長声明を出し、朝鮮学園に通う子供たちにも学習権が保障されており、合理的理由のない取扱いは法の下での平等並びに教育における機会の平等、財政的援助、文化的アイデンティティーや居住国及び出身国の国民的価値の尊重を保障する子どもの権利条約に反するおそれが高いと指摘しています。

朝鮮学校の生徒たちは、なぜ自分たちが当たり前の権利を受けることから外され続けるのか理解も納得もできない、悲しいと訴えています。広島朝鮮学園に通う児童生徒は、次世代を担う広島の子供たちでもあり、朝鮮学園の卒業生たちは、広島の地に根づいて生活している人も少なくなく、私たちと共に生きる社会の一員です。広島県は補助金不支給を続けること自体が、官製ヘイトであり、子供たちを苦しめているということを認識すべきと考えます。我が国が批准している人種差別撤廃条約や子どもの権利条約に基づき、人権や基本的自由の平等を確保するため、人種差別を撤廃するための政策を遅滞なく講じる義務があります。

そこで、広島県において早期に、他の外国人学校と同じように、広島朝鮮学園への補助金は復活させるべきだと考えますが、知事の御所見を伺います。

以上で私からの質問は終わります。御清聴いただきありがとうございました。（拍手）

○副議長（沖井 純君） 当局の答弁を求めます。知事湯崎英彦君。

【知事湯崎英彦君登壇】

○知事（湯崎英彦君） まず、核兵器禁止条約についての御質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約は、核兵器のない平和な世界の実現に向けた有効な手段の一つであると考えており、被爆者の皆様が核兵器禁止条約の成立、発効に果たされた役割は極めて大きいと認識しております。

被爆者の皆様は、御自身のつらい記憶と向き合いながら、国内外で被爆体験を語ることで、核兵器の非人道性と廃絶の必要性を世界に訴え続けてこられました。こうした長年の努力が、核兵器が二度と使われてはならないという核のタブーの確立に大きく貢献し、核兵器禁止条約

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

の成立と発効を後押しする大きな原動力となって、さらには、日本被団協のノーベル平和賞受賞へとつながったと認識しております。

また、日本政府に対しましては、これまでも、核兵器廃絶に向けて国際社会の中で積極的なリーダーシップを発揮していただくよう、とりわけ、核兵器禁止条約への早期の署名・批准、少なくとも締約国会議へのオブザーバー参加を繰り返し要請してきた中、先日、第3回締約国会議へのオブザーバー参加の見送りを表明されたことは誠に残念でございます。

しかし、被爆・終戦 80 年を迎える中、核兵器のない平和な世界の実現に向けまして、唯一の戦争被爆国として日本政府が果たすべき役割は大変大きく、核兵器をめぐる厳しい国際情勢だからこそ、核兵器禁止条約への早期の署名・批准を含め、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、核軍縮の議論の進展に貢献いただくよう、施策提案をはじめ様々な機会を捉えて粘り強く働きかけてまいります。

また、被爆者の皆様が高齢化する中、核兵器のない平和な世界の実現に向けまして、国際社会への働きかけを強化し、被爆・終戦 80 年の今年を核兵器廃絶に向けた取組を加速する転換点にしなければならないと考えております。

このため、県におきましては、多様な主体と連携しながら、世界的に影響のあるリーダーを巻き込んで、被爆地からメッセージを発信し、うねりをつくっていくプロジェクトと、未来の平和を担う人材育成を強化するプロジェクトを集中的に切れ目なく実施してまいります。

また、NPT運用検討会議準備委員会をはじめ、様々な国際会議などの機会を活用し、核抑止に頼らない安全保障の在り方や、持続可能性と核兵器問題のつながりについて、各国政府、市民社会、研究機関などに積極的に働きかけ、核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合の設置準備などを進めてまいります。

これらの取組を通じて、核兵器のない平和な世界の実現に向けた大きな弾みとなるよう全力で取り組んでまいります。

次に、日鉄呉地区の跡地活用についての御質問でございます。

日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地の利活用につきましては、一義的には土地所有者である日本製鉄が決定するものではございますが、全設備休止が地域経済に大きな影響を与えている中で、これを最小限にとどめるため、県といたしましても、今年度、呉市と共に、雇用など地域経済への影響を考慮しながら将来性のある利活用策について調査を行ったところでございます。

今回の調査におきましては、豊富な工業用水、港湾機能などのインフラや、呉市の特性・強みを生かした、今後の成長が期待できる候補が提示されたものと認識しております。この調査結果につきましては、今月 10 日に副知事と呉市副市長が日本製鉄本社及び防衛省を訪問し、説明を行ったところでございます。

土地所有者である日本製鉄からは、防衛省の多機能な複合防衛拠点の整備は、インフラが充実している呉地区の特性を生かし、早期に敷地全体を有効活用するという社の方針に合致し

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ているとして、防衛省への売却に向けた協議を続けていくと発言がございました。

一方で、日本製鉄は、跡地利活用に関する具体的な検討に当たりましては、行政と連携しながら責任を持って対応していくと表明し、呉市や県との3者協議や、防衛省を含む4者協議におきまして、可能な範囲で跡地の状況等に関する情報提供や説明、意見交換を行っているところでございます。

また、防衛省からは、多機能な複合防衛拠点における装備品などの維持整備、製造基盤の機能につきまして、民間誘致も含めて検討中と伺っており、地域経済の活性化につながる跡地利活用策の選択肢の一つであると考えております。

本県といたしましては、地域経済の活性化につながり、地域住民の皆様にとって将来に希望が持てる跡地の利活用ができるだけ早期に実現されるよう、跡地利活用検討業務の調査結果も踏まえ、引き続き、呉市と連携して対応してまいります。

続きまして、新病院の建設計画の見直しについてでございます。

本県におきましては、医療資源の分散による救急搬送困難事例の増加や、中山間地域の医師不足といった課題がある中で、症例の集積と魅力的な職場環境の整備によって若手医師を確保・育成し、全国トップレベルの医療を提供する新病院の整備は、県全域の医療提供体制の確保に貢献するものであり、着実に取組を進めることが必要であると考えております。

新病院の建設候補地につきましては、令和4年3月に高度医療・人材育成拠点ビジョンにおいて、南海トラフ巨大地震を想定した防災上の視点などを踏まえ、広島市東区二葉の里を建設候補地とし、同地に立地するJR広島病院と統合して、新病院を整備することを検討すべきという御提案を頂きました。

この御提案を受けまして、高度医療・人材育成拠点ビジョン推進会議において検討した結果、新病院が医療機能を発揮する上で必要な建築面積を有していること、交通結節点に位置するなど交通利便性が高いこと、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する上で、南海トラフ地震による津波浸水の被害が想定されていないこと、新病院開院直前まで県立広島病院及びJR広島病院の医療機能を継続できることなどを理由に、現地建て替えではなく、広島市東区二葉の里を建設予定地としたところでございます。

収支計画につきましては、令和5年9月の基本計画策定時に当時の最新の状況を踏まえまして、将来的な建築単価や借入れ金利の一定の上昇を見込んだ上で作成したところでございますが、直近において、当時の各種指標のトレンドを上回る建築費等の大幅な高騰が見込まれるため、新病院が果たすべき役割や医療機能を損なわないことを大前提として、現在、整備計画の見直しなどについて検討を進めているところでございます。

県といたしましては、引き続き、医療を取り巻く状況変化等を踏まえながら、整備計画の精緻化に取り組み、県民の皆様のご信頼に応える新たな基幹病院の実現に向けまして全力を尽くしてまいります。

次に、米軍川上弾薬庫内の水質・土壌調査についてお答え申し上げます。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

有機フッ素化合物であるPFOS等が、米軍川上弾薬庫周辺の飲用井戸及び水路等から暫定目標値を超過して検出されている問題につきましては、県といたしましても重く受け止めているところでございます。

このため、様々な機会を捉えまして、県及び東広島市の連名で、国に対して、米軍が川上弾薬庫に関する情報を公表し、必要な対応を取るよう求めることなどを要望してまいりました。

昨年9月には、防衛省を通じ、過去におきまして、主に米軍川上弾薬庫内北東部のヘリパッド周辺でPFOSを含む泡消火薬剤を使用した訓練等が行われていたことなどが明らかにされました。

この回答により、弾薬庫敷地内における環境調査の必要性がさらに高まったことなどから、昨年11月に行った国への要望に加えまして、在日米国大使館に対しても、米軍による川上弾薬庫敷地内の水質及び土壌の環境調査の実施等について、直接、要請を行ったところでございます。

本県といたしましては、川上弾薬庫に関する立入り調査を含めた今後の対応といたしましては、米軍自らが自主的な調査により把握、公表すべきものと考えていることから、引き続き、東広島市と連携し、漏出の有無を含む使用履歴の詳細調査や土壌や水質の環境調査等が実施されるよう、様々な機会を捉えて米国や日本政府に強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○副議長（沖井 純君） 健康福祉局長北原加奈子君。

【健康福祉局長北原加奈子君登壇】

○健康福祉局長（北原加奈子君） 私からは、4点回答申し上げます。

まず黒い雨についてでございますが、黒い雨に遭ったことの確認に当たりましては、申請者からの提出書類や聞き取りに加え、公的資料や関係者の証言などにより客観的に確認するよう、国の事務処理基準で定められております。

申請者が黒い雨に遭ったと証言されている場所につきましては、まずは、先行訴訟の判決の事実認定に用いられた、いわゆる3雨域の資料等を参考にしながら確認しているところでございます。これらの資料等により確認できない場所で雨に遭ったと証言される事例におきましても、関係者から丁寧な聞き取りを行うとともに、原爆戦災誌、町村誌などの公的な資料を調査し、必要に応じて国にも確認しながら審査を行っているところでございます。

降雨の実態等に関しましては、現在、国において第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会を設置し、調査されていることから、県といたしましてはその議論を注視しているところでございまして、独自に住民アンケート調査を行うことは検討しておりませんが、検討会の結果を受けて国から通知等がございましたら、適切に対処してまいります。

被爆者の高齢化が進んでいることから、広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会などの場を活用し、被爆者援護施策の充実につきまして、引き続き国に要望してまいります。

続きまして、県立広島病院跡地の利活用についてでございます。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

県立広島病院移転後の地域における具体的な医療機能といたしましては、令和5年9月にお示した跡地活用の方向性を踏まえまして、健康に不安のある方に対する相談・検査機能や、慢性疾患の継続的な医学管理、日常的な幅広い疾患や外傷への対応、さらには手術など、急性期の医療を終えた後の回復期の医療を提供できる体制などにつきまして検討を進めているところでございます。

現在、跡地活用の具体化に向け、様々な事例の調査や関係者へのヒアリングなどを進めているところでございまして、県といたしましては、引き続き、県民や医師会等関係者の御意見を伺いながら、地域の方々をはじめ、全ての県民の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、必要な医療提供体制の整備について責任を持って取り組んでまいります。

続きまして、P F A Sの血中濃度など検査の実施についてでございます。

血中濃度検査の実施につきましては、国が昨年11月29日に示したP F O S及びP F O Aに関する対応の手引きにおきまして、現時点での知見では、どの程度の血中濃度で、どのような健康影響が個人に生じるか明らかになっておらず、血液検査のみをもって健康影響を把握することは困難であるとされているところでございまして、国におきましては、国内外の知見の収集などをさらに推進することとされております。

県といたしましては、国の動向などを踏まえながら、血中濃度検査の在り方につきまして慎重に検討してまいります。

続きまして、P F O S等に係る水道水の水質基準の見直しや環境調査についてでございます。

複数部局にわたる御質問でございますが、私が代表して答弁いたします。

P F O S等に係る水道水の水質基準につきましては、現在、国において、専門家の意見などを聞きながら、最新の科学的知見に基づき、具体的な基準値を検討されているところでございまして、県としては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、P F O S等が検出された地域における汚染の実態と発生源の調査につきましては、国の手引に従い、基準値を超えるP F O S等が確認された場合には飲用曝露防止の取組を実施するとともに、必要に応じて追加調査を実施してまいりたいと考えております。

○副議長（沖井 純君） 環境県民局長信夫秀紀君。

【環境県民局長信夫秀紀君登壇】

○環境県民局長（信夫秀紀君） 2点についてお答え申し上げます。

まず、安定型産業廃棄物最終処分場に係る環境汚染についてでございます。

三原市の産業廃棄物最終処分場につきましては、昨年10月に実施した県の行政検査において、最終処分場からの浸透水の水質が廃棄物処理法の基準を超過したことから、事業者に対しまして、産業廃棄物の搬入を停止し、改善措置を講じるよう警告した上で、現在、原因の究明と対策を求めているところでございます。

こうした中で、地域住民の皆様が、事業者による説明が行われないことや、最終処分場下

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

流の日名内川の水質について不安に感じておられると承知しております。

県といたしましては、こうした事態を極めて重大かつ深刻に受け止めており、専門家の協力を得ながら、根本的な原因究明と改善措置が講じられるよう指導を徹底するとともに、引き続き、事業者に対しまして、地域住民の皆様に対応状況等を説明するよう求めてまいります。

また、日名内川の水質につきましては、三原市が今年1月に実施した直近の検査においてはBODの異常は確認されておりませんが、県といたしましては、三原市とも連携して日名内川の調査を継続してまいります。

今後とも、地域住民の皆様のお懸念を重く受け止め、廃棄物処理法に基づく指導の徹底や、三原市とも連携した日名内川の調査の継続など、不安の軽減や解消に努めてまいります。

次に、安定型最終処分場につきましては、廃棄物の適正処理を行うために必要不可欠な施設でございまして、法令に基づき適切に管理されれば、地下水汚染などは生じないものと考えております。

一方で、適切な管理がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じることも懸念されることから、県といたしましては、法令に基づいて厳格な監視指導を行うことで、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいります。

次に、広島朝鮮学園に対する補助金に関しましてお答えいたします。

広島朝鮮学園に対する補助金の交付につきましては、平成24年度に朝鮮学校へ高等学校等就学支援金制度を適用しないとした国の判断を踏まえ、国内外の情勢を総合的に検討した結果、県民の皆様のご理解を得ることは極めて難しいと判断したところとございまして、県といたしましては、現在もその状況は変わっていないと認識しております。

○副議長（沖井 純君） 商工労働局長梅田泰生君。

【商工労働局長梅田泰生君登壇】

○商工労働局長（梅田泰生君） 中小・小規模事業者の賃上げ支援についてお答えいたします。

持続的な賃上げを実現するためには、一過性にとどまる支援制度ではなく、将来にわたる賃上げ原資の確保に向け、サプライチェーン全体での適正な取引による価格転嫁の促進と、生産性向上による収益力の強化の両輪による取組が必要であると認識しております。

こうした認識の下、これまで、適切な価格転嫁の促進に向けたパートナーシップ構築宣言の普及促進や、生産性向上に資する設備投資への支援などに取り組んできたほか、あらゆる機会を通じて、経済団体に対し、賃上げの協力依頼を行ってきたところとございます。

また、行政、労働団体、経済団体による会議の開催や様々な要請活動の実施などもあり、賃上げに向けた機運が醸成されたことにより、昨年の春季生活闘争における賃上げ率が過去最高となった一方で、大企業と中小企業等との賃金の格差が広がるなど、中小企業等の賃上げは依然として厳しい状況にあると認識しております。

このため、中小企業等を対象として、来年度から新たに、発注側企業等との価格交渉の実効性を確保するためのワークショップの開催や、生産性向上に向けた省力・自動化システム導

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

入などの生産工程におけるDXの推進などに取り組むこととしております。

次に、インボイス制度につきましては、経済団体等からの意見を踏まえ、国に対し、円滑な制度の運用に向けて、十分な周知と必要な支援を行うよう要望しているところであり、引き続き、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

○藤井敏子君 議長……。

○副議長（沖井 純君） 再質問を許します。藤井敏子君。

○藤井敏子君 それでは、再質問させていただきます。

再質問に入る前に、PFASの環境汚染についての御答弁がありました。県内では福山市の河川からも50ナノグラムを超える値が検出されて、住民説明会が行われたということですが、基準を50ナノグラムにされるとしても、もうアメリカでは、最新の知見で4ナノグラム、また、欧州ではゼロのところもあるわけです。そんな中で50ナノグラム以下だから大丈夫ですと言われても、住民はやはり安心できないと思うのです。これは要望しておきます。ぜひ基準の見直しも出していただきたいと思います。

質問項目についてですけれども、まず初めに黒い雨についてです。

調査については国がするというので、県独自には今は考えていないということでした。県に対しても、国が今までやってきたから、まともに降雨域が決まらないから、今回、県としてやるようにということをお願いしたわけですが、これは引き続き、ぜひ県と市がこれまでやってきた6,500人というデータが新たにあるわけですので、これと照らし合わせれば、より正確な雨域が検証できると思います。これについても一度お伺いいたします。

そして認定について、町誌とか、村誌がない場合もあると思うのです。わざと被曝を隠したとか、そういうことがあって町誌をつくらなかったという話も聞いていますので、やはりそこは、しっかりと申請者の声を聞いていただきたいということをお願いします。

再質問としては、県と市のこれまでの調査を照らし合わせて、雨域の検証がより正確にできると思いますが、もう一度お聞きいたします。

次に、新病院について、高度医療機能の新しい病院をつくるけれども、二葉の里が適しているから今進められているというお話でした。

ですので、このことについて、やはり多額の税金を投入するわけですから、やはり県民にしっかりと説明していかないといけないと思うわけです。不採算部門があるということもありますので、どうしても税金の投入は必要だと思うのですが、できるだけ抑える必要がある。投入するにしても、県民が納得できるような説明が必要ということをお願いいたします。

そして、広島駅周辺では、渋滞の心配は解消されておらず、現病院で働く人にとって、通勤が不便になることなどを考えても働く条件は悪化するわけです。昨日のお話でも、約8割の県病院で働く方が新病院に行くと言いました。そういう中で、交通状況を含めて条件が悪化して、やめざるを得ないということが生じることも心配されているわけです。

再質問の中身としては、現県立広島病院と新病院の敷地面積はそれぞれ幾らあるのか。そ

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

れと、これまで現地建て替え案と新病院建設予定地との比較検討はされたのかどうか、このことについてお伺いいたします。

そして、3つ目は、安定型産業廃棄物処分場ですけれども、これだけ環境保全が求められている廃掃法の理念にも沿わずに、住民への説明も、今まで何度言ってもしないということです。廃棄物処分業を行う資格そのものが、私は問われていると思うのです。操業停止命令に匹敵するのではないかということをお聞きいたします。

最後に、広島朝鮮学園ですけれども、この間、県民の理解がないという理由を言われて、結局変わらない御対応をされるということですが、県民の理解を得る努力は、何をやってこられたのか、そして県のこうした態度が、県民の中に差別をしてもいいのだという空気をつくるという認識はあるのかどうか。お答えください。以上です。

○副議長（沖井 純君） 当局の答弁を求めます。健康福祉局長北原加奈子君。

【健康福祉局長北原加奈子君登壇】

○健康福祉局長（北原加奈子君） 私からは、2点回答を申し上げます。

まず、黒い雨についてでございますが、繰り返しになりますけれども、降雨の実態等に関しましては、現在、国において検討会を設置し、調査されていることから、県といたしましては、その議論を注視しているところでございまして、独自に住民アンケート調査を行うことは検討しておりませんが、国の検討会の結果を受けて、通知等がございましたら適切に対応してまいります。

続きまして、新病院の建設に関してでございますけれども、新病院の建設予定地である広島市東区二葉の里の土地の面積は、約2万6,100平方メートルでございまして、県立広島病院につきましては、病院敷地と職員駐車場を合わせ、約2万6,200平方メートルとなっております。

新病院の建設候補地につきましては、現地建て替え案と比較検討した結果、繰り返しになりますけれども、新病院が医療機能を発揮する上で必要な建築面積を有していること、交通結節点に位置することなど交通利便性が高いこと、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する上で、南海トラフ地震による津波浸水による被害が想定されていないこと、新病院開院直前まで県立広島病院及びJR広島病院の医療機能を継続できることなどを理由に、現地建て替えではなく、広島市東区二葉の里を建設予定地としたところでございます。

○副議長（沖井 純君） 環境県民局長信夫秀紀君。

【環境県民局長信夫秀紀君登壇】

○環境県民局長（信夫秀紀君） 2点についてお答えいたします。

まず、安定型産業廃棄物最終処分場に係る環境汚染についてでございます。

産業廃棄物処理業につきましては、お尋ねの操業停止に関する要件には、現在のところ該当しておりません。

県といたしましては、引き続き、廃棄物処理法を所管しております環境省と密接に情報を

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

共有しつつ、事業者に対する厳正な指導などを実施してまいります。

次に、広島朝鮮学園に対する補助金についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、広島朝鮮学園への補助金を停止した理由といたしましては、朝鮮学校へ高等学校等就学支援金制度を適用しないとした国の判断及びそれを踏まえ、国内外の情勢を総合的に検討した結果でございます。これらの諸情勢は、現在に至るまで変化が見られないと認識しているところでございます。

また、県といたしましては、基本的な教育を受ける権利を公教育という形で広く提供しているところでございまして、朝鮮学校に対する補助金を停止しているということをもって差別を助長するとは考えておりません。

○藤井敏子君 議長、再々質問……。

○副議長（沖井 純君） 再質問を許します。藤井敏子君。

○藤井敏子君 再々質問ということで、2点お伺いいたします。

新病院の建設関係ですけれども、比較検討の中身について言われました。ただ、現県立広島病院も二葉の里の新病院の敷地面積もほぼ同じということであれば、私は、現県立広島病院であれば本当に車の渋滞は全く心配なく、現病院で働いている人の意向調査で、新しい病院で働くという方が8割いらっしゃるということも先ほど言いました。だから、働く人にとってもよく、地域にとってもこの場で建て替えてほしいというのが1番の本当の願いだったのです。そういう声も無視して、向こうに新病院を造ることとして、今、いろいろな問題が噴出しているわけですけれども、現地建て替えであれば少なくとも働く人の負担は増えません。新病院で緩和ケア病棟がなくなることは、医療の中身の後退だという点でも、いろいろと内容が変わってきています。

J R広島病院の建物がそのまま残るとか、今、大きく変わりつつありますので、ここは本当に立ち止まって、もう一度元から見直しをしていただきたいということを思っているわけです。また、特に私は、多額の税金を投入するという点では、もっと広く県民の意見を聞く機会を設けるべきだと思います。

例えば、現県立広島病院では耐震基準をクリアしている中央棟と新東棟という2つの管理棟もそうですけれども、まだ使えるわけです。使えるのに新しく変える。これは本当に無駄だと思います。J R広島病院も本当に新しく、それが生かされるという点では、よかったというふうに思っている方も多いと思うのです。だから、その辺りからしっかりともう一度見直してほしいのです。

そこで、広く県民の意見を聞く機会を設けるべきだと思いますが、理解してもらおう上でも、そういうことを考えているかどうか、お答えいただけます。

そして、朝鮮学園の補助金についてです。

これは、国がそういう判断をしたと相変わらず言われますけれども、国の判断は同じであるにもかかわらず、ほかの都道府県では、補助金を継続しているところがあるわけです。だか

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ら私は、先ほど指摘したように、子どもの権利条約、差別撤廃条約に沿って、戦後80年になりますけれども、今、きちんと県が判断すべきだと思うわけです。

最後に、知事には、ぜひ一度行っていただきたいと思うのです。先生の声や、子供たちの声をぜひ聞いていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。以上です。

○副議長（沖井 純君） 当局の答弁を求めます。健康福祉局長北原加奈子君。

【健康福祉局長北原加奈子君登壇】

○健康福祉局長（北原加奈子君） 新病院の建設計画に関して回答申し上げます。

新病院の整備の方向性につきましては、新病院が果たすべき役割や医療機能を損なわないことを大前提とした上で、現在、検討を行っている段階でございます。

基本計画を変更する場合は基本計画策定会議を開催し、変更に係る透明性を確保するとともに、議会の皆様へも説明し、県民の皆様方に対しましては、直接御意見を承る機会となる県民公開セミナー等の機会も活用しながら理解促進を図るなど、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○副議長（沖井 純君） 環境県民局長信夫秀紀君。

【環境県民局長信夫秀紀君登壇】

○環境県民局長（信夫秀紀君） 広島朝鮮学園に対する補助金についてお答えいたします。

現時点におきまして、県知事が広島朝鮮学園を訪問する必要はないと考えております。

繰り返しになりますが、平成24年度の補助金停止から現在に至るまで、停止の判断根拠である国内外の情勢に大きな変化はないと認識しております。